

## 市第 88 号議案 地域療育センターの指定管理者の指定

### 1 趣旨

指定管理者により運営している横浜市地域療育センターの 6 施設については、現指定管理期間が平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとなっています。そのため、横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会の選定結果を基に、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間の次期指定管理者を指定します。

### 2 選定方法

横浜市地域療育センター条例に基づき「横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会」を設置し、現指定管理者から提出させた事業計画書等及び委員によるヒアリングにより審査しました。

### 3 選定経過

- 平成 30 年 7 月 5 日 第 1 回選定委員会開催（選定方法の確認及び評価基準等の決定）
  - 平成 30 年 9 月 3 日 第 2 回選定委員会開催
  - 平成 30 年 9 月 7 日 第 3 回選定委員会開催
- }（現指定管理者の審査及び次期指定管理者の選定）

※ 第 2 回においては、東部・中部・南部地域療育センターについて、第 3 回においては、西部・北部・戸塚地域療育センターについて審査し、次期指定管理者を選定しました。

### 4 選定結果

選定委員会は、現指定管理者の実績等についてセンターごとに評価基準による採点を行いました。その結果、いずれのセンターについても良好な実績等を有すると認められたため、現指定管理者がセンターを運営することが適当であると判断し、現指定管理者を次期指定管理者として選定しました。

センター名	選定団体
横浜市東部地域療育センター	社会福祉法人青い鳥
横浜市中部地域療育センター	社会福祉法人青い鳥
横浜市西部地域療育センター	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団
横浜市南部地域療育センター	社会福祉法人青い鳥
横浜市北部地域療育センター	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団
横浜市戸塚地域療育センター	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団

〈参考〉 横浜市地域療育センター条例（抜粋）

（指定管理者の指定等）

第7条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められたものを指定管理者として指定する。

5 前3項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの(以下「現指定管理者」という。)から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が当該センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

6 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第13条第1項に規定する横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

（横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会）

第13条 指定管理者の候補者の選定等について調査審議するため、横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 選定委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。